

保護者各位

板橋区子ども家庭部
保育サービス課長 佐藤 隆行
(公印省略)

7月以降の板橋区保育園の保育の利用及び保育料の取扱いについて

日頃より板橋区の保育行政にご理解・ご協力を賜り、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症に関しては、6月19日、国による移動自粛の緩和が決定されるなど、経済・社会活動の回復に向け、段階的な移行が進められているところです。

板橋区においても上記の動きを踏まえ、板橋区内保育園（区立保育園、私立認可保育園、地域型保育事業。以下同じ。）の7月以降の対応につきまして、下記のとおりとさせていただきます。

記

- 7月1日以降、板橋区内保育園では通常開所といたします。**園においてはこれまで同様、消毒や手洗いの徹底、マスクの着用等、感染防止策を講じた上で保育を行いますが、ご家庭でも引き続き毎日の体調管理を行っていただき、発熱や風邪症状等でお子様やご家族の体調がすぐれない時は、登園を控えていただく等、感染拡大の防止にご協力をお願いいたします。
また、今年度の保育園行事についても、感染拡大防止の観点から、中止もしくは規模を縮小し開催させていただきます。
- 育児休業・就労内定で4月に入所した方の復職・就労開始期限は、7月末までといたします。また、求職中で4月に入所した方の就労開始期限は、8月末までといたします。8月末までの就労が困難な方は、8月末までに入園相談係にご相談ください。なお、9月は退園整理期間として、1か月間在園することができます。また、9月中に就労が開始されれば、10月以降も引き続き在園することができます。
- 登園自粛に伴う保育料の取扱は、6月分まで減額・免除対象といたします。7月分からは減額・免除の対象とはなりませんのでご注意ください。
- なお、保育園の園児や保育者が新型コロナウイルスに罹患し、濃厚接触者と特定された方が広範囲にわたる場合、保育園を一定期間臨時休園することがございます。

今後の感染状況により、上記対応が変更となる場合がございます。その際は、改めて文書にてお知らせするほか、緊急メール・ホームページ等でご案内させていただきます。

引き続き状況を注視し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した園運営に努めてまいりますので、保護者の皆様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【担当】

保育サービス課 保育運営・給食係（区立保育園に関して） TEL 3 5 7 9 - 2 4 8 3
民間保育振興係（私立保育園に関して） TEL 3 5 7 9 - 2 4 9 2
入園相談係（保育料・入所に関して） TEL 3 5 7 9 - 2 4 5 2